

## 学校法人東京音楽大学の評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人東京音楽大学（以下「法人」という）寄付行為第56条第1項の規定に基づき、評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 学内の評議員とは、法人の寄附行為第30条第1項第1号の評議員をいう。
- (2) 学外の評議員とは、法人の寄附行為第30条第1項第2号及び第3号の評議員をいう。
- (3) 評議員の報酬等とは、評議員会等法人が主催する会議等への出席手当及び交通費実費のことをいう。

### (評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬額は、別表のとおりとする。

- 2 法人からの依頼により、前項により難い職務を執行したときの報酬額及び費用弁償額は、その都度理事会が定める。
- 3 前2項の報酬額の源泉徴収税額は、国税庁が毎年公表する「源泉徴収税額表」の定めに従う。

### (報酬等の支給)

第4条 報酬は、職務執行後速やかに支給するものとする。

- 2 交通費実費は評議員の届出に基づき、前項の報酬に加算して支給する。ただし、通勤交通費の支給対象となる学内の評議員への重複支給は行わない。
- 3 前2項にかかわらず、評議員から辞退の申し出のあるときは報酬等を支給しないことがある。

### (事務)

第5条 本規程に関する事務は、総務部総務広報課が行う。

### (細則の制定)

第6条 理事長は、この規程の運用について必要と認めるときは、理事会の議を経て細則を定めることができる。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

評議員会議長	1日の出席につき 55,685円 (手取り額 50,000円、源泉徴収税額 5,685円)
評議員 (学内)	1日の出席につき 11,137円 (手取り額 10,000円、源泉徴収税額 1,137円)
評議員 (学外)	1日の出席につき 33,411円 (手取り額 30,000円、源泉徴収税額 3,411円)